改正後

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条

［1～21　略］

22　施行規則第四条の四第二項第三号に規定する二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信（以下「二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信」という。）を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
［略］	［略］
二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満	一　陸上移動局又は携帯局の受信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（二）七〇デシベル以下の値 ［二　略］
［略］	［略］

［23～29　略］

第四十九条の三十　二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局、携帯基地局、陸上移動局若しくは携帯局又は二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局若しくは携帯基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、次のとおりであること。

イ　基地局から陸上移動局へ送信を行う場合又は携帯基地局から携帯局へ送信を行う場合にあつては、直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式であること。

ロ　陸上移動局から基地局へ送信を行う場合又は携帯局から携帯基地局へ送信を行う場合にあつては、直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

ハ　陸上移動局相互間の通信を行う場合又は携帯局相互間の通信を行う場合にあつては、イに定める方式及びロに定める方式であること。

二　チャネル間隔は、次のとおりであること。

イ　周波数インターリーブを行う場合にあつては、五MHzであること。

ロ　イに規定する場合以外の場合にあつては、五五五kHz、六二五kHz、七一四kHz、八三三kHz、一MHz、一・二五MHz、一・六六MHz、二・五MHz又は五MHzであること。

改正前

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条

［1～21　同上］

22　［同上］

周波数帯	副次的に発する電波の限度
［同上］	［同上］
［同上］	一　陸上移動局の受信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）七〇デシベル以下の値 ［二　同上］
［同上］	［同上］

［23～29　同上］

第四十九条の三十　二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局若しくは陸上移動局又は二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式、陸上移動局から基地局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

［新設］

［新設］